

第4回 最終処分関係閣僚会議 議事概要

日 時:平成27年10月6日(火) 8:15~8:25

場 所:官邸2階小ホール

出席者:菅内閣官房長官、宮沢経済産業大臣、山口内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、世耕内閣官房副長官、あかま総務大臣政務官、山本文部科学大臣政務官、杉田内閣官房副長官、岡原子力委員会委員長、古谷内閣官房副長官補、日下部資源エネルギー庁長官

○菅内閣官房長官より、冒頭挨拶

- ・本年5月に最終処分関係閣僚会議において、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定を行った。
- ・本日は、経済産業大臣から、5月の閣僚会議でお諮りすることとしていた「使用済燃料対策に関するアクションプラン」の案について説明いただき、皆様からの御意見を頂戴するとともに、最終処分に関する基本方針の改定後の取組について、御報告いただく。

○宮沢経済産業大臣より、「使用済燃料対策に関するアクションプラン骨子(案)」(資料1-1)及び「使用済燃料対策に関するアクションプラン(案)」(資料1-2)、「高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定後の取組について」(資料2)について説明

- ・まず、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」の案について、説明する。
- ・「資料1-1」にアクションプランの骨子、「資料1-2」に本文がある。
- ・まず、「1. 使用済燃料対策に関する基本的考え方」として、
 - ✓ 昨年4月に閣議決定した「エネルギー基本計画」において、使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進めることとしていたこと

- ✓ しかしながら、その後も、一部を除き、事業者による取組は必ずしも具体的な成果に結びついていないこと
 - ✓ このため、政府がこれまで以上に積極的に関与しつつ、貯蔵能力の拡大に向けた取組の強化を官民が協力して推進することとすること
 - ✓ 対策の推進にあたっては、自治体等関係者や国民各層の理解を深める活動を継続して行うこと
 - ✓ また、使用済燃料対策を着実に進める観点からは、六ヶ所再処理工場や、むつ中間貯蔵施設の竣工などは重要な課題であり、これら施設が新規規制基準に適合すると認められた場合、地元の理解を得つつ、その竣工を着実に進めていくことなどとしている。
- ・次に、「2. 使用済燃料対策の強化へ向けた具体的な取組」として、「(1)政府と事業者による協議会の設置」、「(2)事業者に対する『使用済燃料対策推進計画』の策定の要請」、「(3)地域における使用済燃料対策の強化(交付金制度の見直し)」などを記載している。
 - ・事業者に対する計画策定の要請については、本プランを了承いただけたら、速やかに行いたい。
 - ・また、交付金制度の見直しについては、発電所の敷地内外を問わず、容器を利用した乾式貯蔵に係る施設への重点的な支援について、来年度概算要求に盛り込んでおり、財政当局との調整を進めている。
 - ・最後に、「3. 今後の取組」について、本関係閣僚会議において、適切に本プランをフォローアップすることとしている。
 - ・何卒、御理解の上、本プランについて御了承いただきたい。
- ・続いて、「最終処分に関する基本方針改定後の取組」について御報告する。
 - ・「資料2」の1ページ目をご覧ください。
 - ・基本方針改定後、全国シンポジウムや自治体向けの説明会を開催し、基本方針改定の考え方などについて説明してきた。
 - ・その際、新たな方針を評価する声がある一方、引き続き、地層処分の安全性に対する疑問や、国による一方的な押し付けを懸念する声もあった。
 - ・こうした声を踏まえ、今般、今月10月を「国民対話月間」とし、国民理解に向けた取組を精力的に実施する。

- ・合わせて、総務省のご協力を得て、全国の自治体に対する情報提供も継続し、理解を得ていきたいと考えている。
- ・2ページ目は、昨年10月から行っている「科学的有望地」の要件・基準に関する検討状況である。
- ・地球科学的観点からの検討については、これまでの成果を9月に整理したところ。今後、社会科学的観点からの検討を行っていく。具体的な進捗が見られたら、改めて御報告させて頂く。
- ・引き続き、関係閣僚の皆様の御協力をお願いしたい。

○あかま総務大臣政務官より発言

- ・総務省としては、本年5月以降に経済産業省が開催した「自治体向け連絡会」について、自治体あてに開催の周知を行うなど全国の地方自治体に対する緊密な情報提供のため経済産業省に協力してきたところ。
- ・今回の最終処分に係る当面の取組方針を踏まえ、地方自治体への情報提供について、今後とも経済産業省に協力してまいりたい。

○岡原子力委員会委員長より発言

- ・使用済燃料については、貯蔵能力の強化が必要という問題意識を私も共有する。
- ・また、最終処分を含む使用済核燃料対策においては、国民への丁寧な説明資料を作成し、その政策的根拠と共にインターネットを通じて常時開示することが極めて重要。

○宮沢大臣より、資料1-2について、案のとおり決定した旨の発言。

○菅内閣官房長官より、閉会の挨拶

- ・本日は、使用済燃料対策に関するアクションプランを御了承いただいた。本プランの下、宮沢経済産業大臣を中心に、使用済燃料対策に関する取組を着実に進めて頂きたい。
- ・また、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国民や自治体に、より一層の御理解をいただけるよう、精力的に取り組んでいただきたい。
- ・関係閣僚の皆様におかれましても、引き続き、御協力をお願いしたい。

以上